

あべの市税事務所租税教育推進委員会実施要綱

(設置)

第1条 次代を担う児童・生徒が、租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国・自治体（大阪市）の在り方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的とし、あべの市税事務所租税教育推進委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

(役割)

第2条 租税教育では、税の役割、機能、仕組みなどの学習を推進する。また、その運営に関し、必要な事項を委員会で審議し、決定する。

2 税務署と連携の上、租税教室の実施と租税教育の充実を図る。また、事業推進のために租税教育の講師養成に取り組む。

3 各地区租税教育推進協議会へ参画し、税務署、府税事務所、税理士会、区役所、学校との連携を図る。

(構成)

第3条 「委員会」は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、あべの市税事務所管理担当課長をもって充て、会務を総括する。

3 副委員長は、あべの市税事務所担当係長（管理担当：人材育成）をもって充て、委員長を補佐する。

4 委員は、委員長が指名するものとし、管理担当・市民税等担当・固定資産税担当（土地・家屋）・収納対策担当より係長を含む税務経験原則3年以上の職員をそれぞれ3名以上とする。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。なお、再任は2回までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、あべの市税事務所管理担当に置く。

(報告及び周知)

第7条 委員会における議事、決定事項等については、課長会への報告を行う。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、その他運営に関し必要な事項は、委員会での議論を踏まえ、課長会による承認を得ることとする。

(施行の期日)

第9条 この要綱は、令和元年7月1日から実施する。